

2018年度同志社大学大学院司法研究科

前期日程入学試験問題解説

行政法

【出題意図】

本問は、行政法の基本原則である①「法律による行政の原理」と②「法の一般原理」の一つである信義則とが対立する場合にどちらを優先するかという基本論点についての問題である。この論点に関する最判昭和62年10月30日をベースに、税務相談の事案に代えて出題したものであり、行政法総論における重要判例である同最判を的確に理解しているかを問う問題である。

【採点のポイント】

国税通則法に照らして本件更正処分が適法であると主張することを求める問題ではなく、問題文に明示するとおり、信義則違反とのXの主張に焦点を当て、これに対して反論することを求める問題である。

それゆえまずは信義則違反の主張に対し、本件事案においては信義則よりも「法律による行政の原理」が優先されると反論することが求められる。さらに税務相談に係る本件事案においては、上記最判が明示するように、「法律による行政の原理」というにとどまらず、憲法84条に定める租税法律主義に言及することが求められる。その際、信義則よりも租税法律主義が優先する実質的理由として、上記最判が明示するように「納税者間の平等、公平」を挙げる必要がある。

その上で、例外的に信義則が適用される「特別の事情」が存するかどうかの判断につき、上記最判が示した基準（税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したか等々）を示し、本件事案についての具体的検討をすることが求められる。

【講評】

上記のように本問は行政法総論の基本論点であり、重要判例の理解を問うものであるから、行政法総論をきちんと勉強していれば解答は困難ではない。実際、優秀な答案が少なくなかった。

他方で、このような基本的な出題であるにもかかわらず、解答すべき論点を間違えた答案も少なくなかった。重要判例とは多少事案を異にするものの、同判例を頭に入れていれば、同判例で問題となった論点であることは容易に気づくはずであり、一つには行政法についての勉強不足を指摘することができよう。もう一点、行政法の事例問題は何が論点であるかを見抜くことが重要であり、そこで勝負が決まるものが少なくないので、そのことを十分に踏まえて、常に行政法全体を見渡して考えることを意識し、各論点の関係を整理していくよう努めてほしい。